

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の
一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程（会規第百十五号）の訂正に関する公示

日本弁護士連合会則第六条第三項に基づき公示した弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う会規（外国特別会員関係）の整備に関する規程（会規第百十五号）に誤りがあったので、訂正し、公示する。

令和三年十月十二日

日本弁護士連合会

第十二条のうち外国法事務弁護士懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程第十四条第六項の改正規定中「又は共同法人」加える」を「又は共同法人」を加える」に訂正する。

第二十一条のうち外国法事務弁護士職務基本規程第十一条の二第一号の改正規定中「外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する特別措置法」を「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法」に訂正する。